

マニユライフ・カナダ債券ファンド

愛称: **メープルギフト**

追加型投信 / 海外 / 債券



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する詳細情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1985号
設立年月日：2007年11月27日
資本金：2億5,000万円(2012年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額：1,605億円(2012年6月末現在)

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

【照会先】 マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

電話番号：03-6267-1901(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
ホームページアドレス：<http://www.mlij.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|-------------------------------|--------------|--------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 債券 | その他資産 (投資信託証券 (債券(一般))) | 年12回 (毎月) | 北米 | ファミリー ファンド | なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

- 本目論見書により行う「マニユライフ・カナダ債券ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年8月10日に関東財務局長に提出しており、平成24年8月26日にその届出の効力が発生しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身でも記録しておくようにして下さい。販売会社については、前記の照会先にお問い合わせ下さい。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 本ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

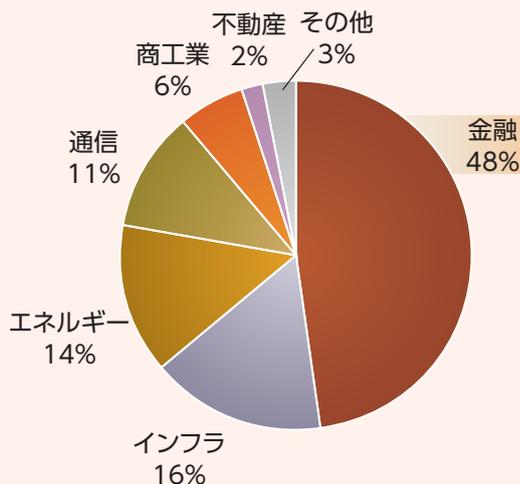
主としてマニユライフ・カナダ債券マザーファンド受益証券に投資し、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 カナダドル建ての公社債を主要投資対象とし、安定した金利収入の確保と中長期的な値上り益の獲得を目指します。

- カナダドル建ての投資適格社債を中心に投資を行います。
(※)原則として、取得時においてスタンダード&プアーズ社でBBB-以上、ムーディーズ社でBaa3以上またはそれらと同等の格付けを付与された債券を投資対象とします。
- 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

【カナダ社債市場の業種構成*1】
(2012年6月末)



【主要国の銀行健全度ランキング*2】
(世界経済フォーラム 2011年-2012年)



カナダ(4年連続)

| | |
|-----|-----|
| 72位 | 日本 |
| 87位 | ドイツ |
| 90位 | 米国 |

出所:PC-Bondのデータをもとにマニユライフ・インベストメンツ・ジャパンが作成 *1:DEXコーポレート・ボンド・インデックスのデータ
*2:ダボス会議を主催する世界経済フォーラムが発表している「国際競争力レポート」における「金融市場の成熟度」を評価するための項目の一つです。

2

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益の分配を行います。

- 利子・配当等収益および売買益等をもとに分配を行います。ただし、分配を行わないこともあります。

毎月の安定した分配を目指します。



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

資金動向・市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

3

運用は、カナダに本拠を置くマニライフ・アセット・マネジメント・リミテッドが行います。

マニライフ・アセット・マネジメント・リミテッドのご紹介

マニライフ・アセット・マネジメント・リミテッドは、カナダに本拠を置く世界有数の金融サービス・グループであるマニライフ・グループに属しています。

マニライフ・グループの概要

120年を超える歴史

カナダ・米国・アジアを
中心に事業展開

株式時価総額：
約2兆円*

運用管理資産総額：
約42兆円

2012年3月末

*マニライフ・ファイナンシャル社(カナダ・トロント証券取引所)

マニライフ・アセット・マネジメントの強み

1. グローバルな展開

カナダ、米国、英国、日本、香港及びアジア各国に運用拠点を展開し、運用総資産額は約18兆円に上ります(2012年3月末時点)。

2. 世界で約300名の運用プロフェッショナル

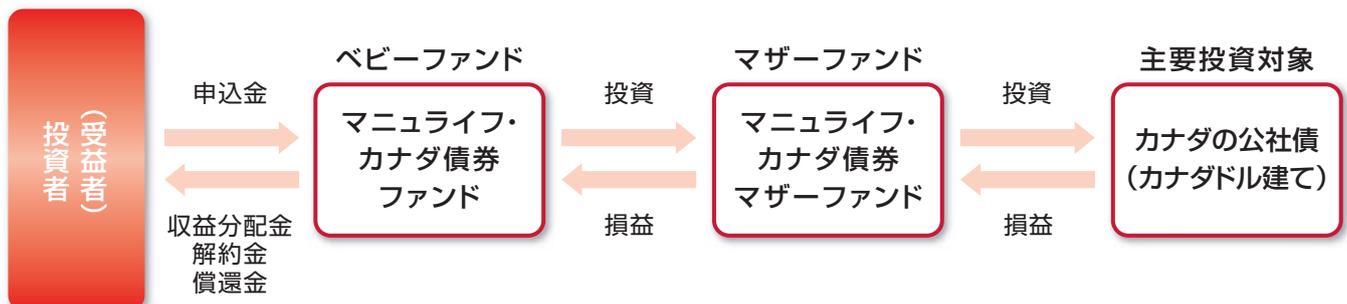
経験豊富なプロフェッショナルを世界各地に配置し、卓越した運用ソリューションを提供しています。

3. 多様な運用戦略

世界の上場株式、債券のほか、不動産、森林、農地投資などのオルタナティブ運用にも永年の実績があります。

ファンドの仕組み

- マニライフ・カナダ債券マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



委託会社の概要

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社は、カナダを本拠にグローバルに金融サービスを展開するマニユライフ・グループの一員として、日本で投資信託サービスを提供しています。

運用権限の委託先

マニユライフ・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託します。

主な投資制限

- 債券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

分配方針

毎決算時(原則毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。第1期決算日は平成24年9月20日。なお、第1期決算期と第2期決算期には分配を行いません。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 基準価額の水準等を勘案して分配するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

ファンドの目的・特色 [収益分配金に関する留意事項]

■投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



投資信託で分配金が支払われるイメージ

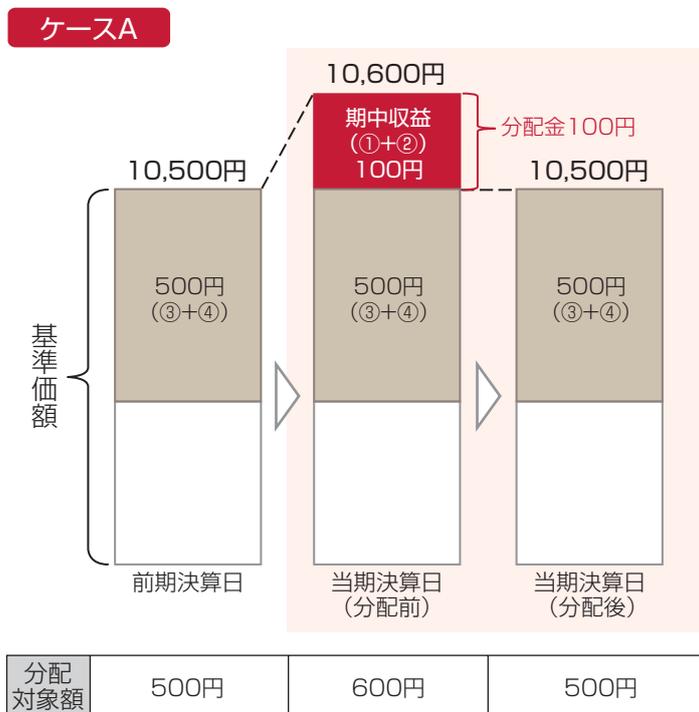
■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- 期中収益に該当する部分 : ①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
- 期中収益に該当しない部分 : ③分配準備積立金 ④収益調整金

(1) 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

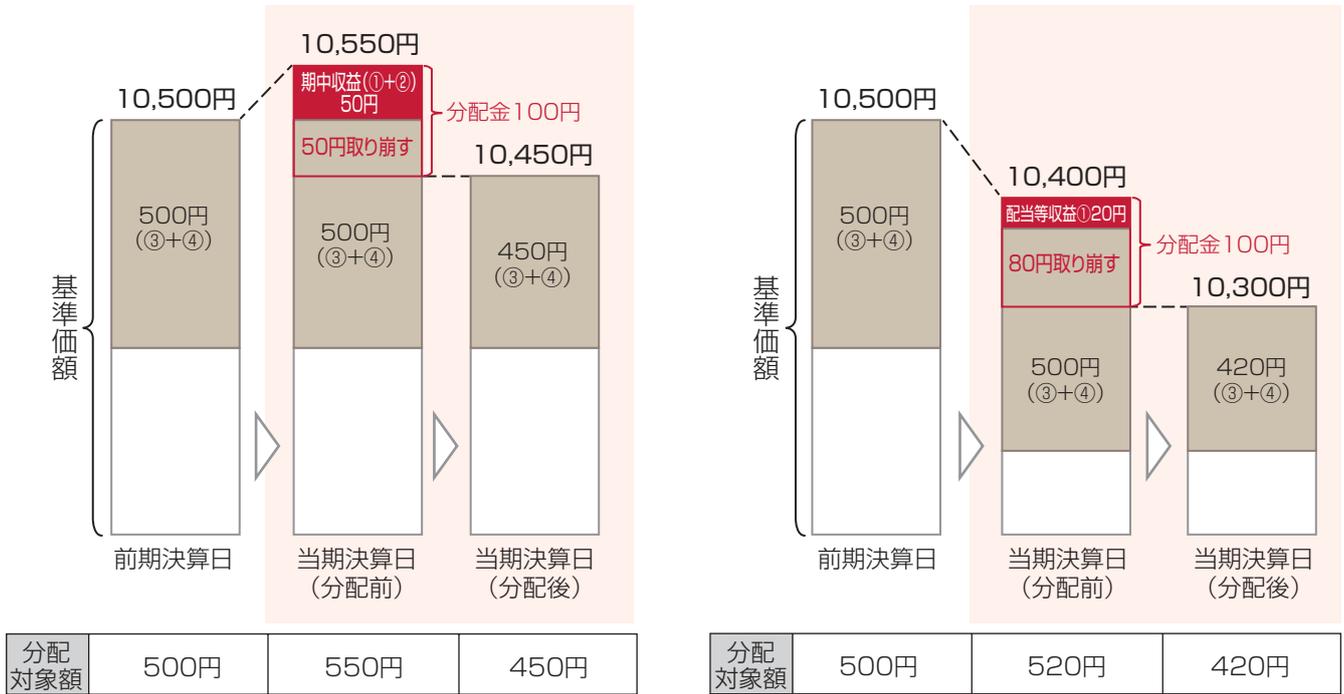
前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、以下の通りとなります。

ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差0円=100円

(2) 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB 前期決算から基準価額が上昇した場合

ケースC 前期決算から基準価額が下落した場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、以下の通りとなります。

ケースB : 分配金受取額100円 + 当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円

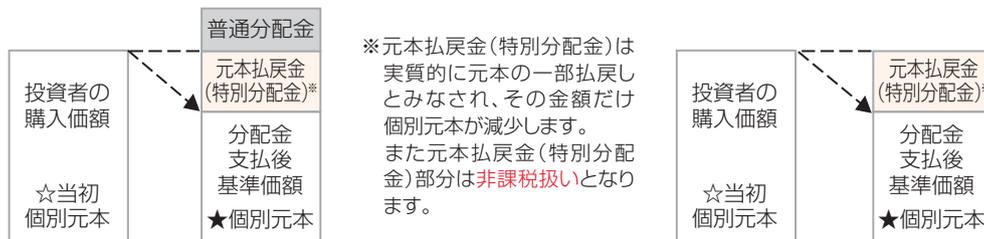
ケースC : 分配金受取額100円 + 当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断下さい。

■ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金の課税については、後掲の「手続・手数料等」の「ファンドの税金」をご覧ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。

主な変動要因

| | |
|---------|--|
| 金利変動リスク | 公社債の価格は、金利変動の影響を受け変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 |
| 信用リスク | 公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況が悪化した場合、もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等の影響を受け、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 |
| 為替変動リスク | ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 |

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、流動性リスク、カントリーリスク等もあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 一度に相当額の一部解約の申込みがあった場合や、市場環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券等を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

リスク管理体制

パフォーマンス・リスクの評価・分析とリスク管理ならびに法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理関連部門が行っております。

リスク管理関連部門は、パフォーマンス・レビューおよびリスク管理に関する社内会議において、定期的に報告・審議するとともに、必要に応じて運用部門に対して改善を求めるなど、適切な管理を行っております。

外部運用委託先に対しては、定期的に前述に準じたモニタリング状況の報告を求め、実効性のあるリスク管理を実施しております。

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(当ファンドにベンチマークはありません。)

該当事項はありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|----------------------------|---|
| 購入単位 | 最低単位は販売会社が定める単位とします。 (詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。) |
| 購入価額 | 当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 購入代金 | 当初申込期間:販売会社が定める日までにお支払い下さい。 継続申込期間:同上 |
| 換金単位 | 最低単位は販売会社が定める単位とします。 (詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。) |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 購入・換金 申込不可日 | ●トロントの銀行休業日 ※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。 |
| 申込締切時間 | 原則として休日を除く毎営業日の午後3時までとします。 |
| 購入の申込期間 | 当初申込期間:2012年8月27日から2012年9月6日までとします。 継続申込期間:2012年9月7日から2013年11月20日までとします。 ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金 申込受付の 中止および取消し | 委託会社は、金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の受付を取り消すことがあります。 |
| 信託期間 | 原則として、無期限です。(2012年9月7日設定) |
| 繰上償還 | 受益権の口数が10億口を下回った場合等の事由によっては、償還する場合があります。 |
| 決算日 | 原則毎月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。 |
| 収益分配 | 毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金額は基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。(再投資可能) 第1期決算期および第2期決算期は分配を行いません。 |
| 信託金の限度額 | 当初申込期間:1,000億円とします。 継続申込期間:5,000億円とします。 |
| 公 告 | 電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.mlij.co.jp/ ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。 |
| 運用報告書 | 毎年2月、8月の決算時および償還時に、運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |

手続・手数料等

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | |
|----------------|--|
| 購入時手数料 | 購入価額に、 2.625%(税抜2.5%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | |
|--|---|--------------------------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 毎日のファンドの純資産総額に 年1.4070%(税抜1.34%) の信託報酬率を乗じて得た額とします。 | |
| | 委託会社 | 年0.6825%(税抜0.65%) |
| | 販売会社 | 年0.6825%(税抜0.65%) |
| | 受託会社 | 年0.0420%(税抜0.04%) |
| | 総額 | 年1.4070%(税抜1.34%) |
| 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。 委託会社は、マザーファンドの運用権限の委託先であるマニユライフ・アセット・マネジメント・リミテッドに委託会社が受けた信託報酬から運用報酬を支払います。 | | |
| その他の費用・手数料 | 監査費用等については毎日のファンドの純資産総額に対して、合理的な計算に基づく見積率(上限年率0.21%税込)を乗じた額をその費用の合計額とみなして、実際の費用にかかわらずご負担いただきます。有価証券の売買に係る売買委託手数料等のその他の費用は運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。 | |

ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

ファンドの税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して10% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10% |

<復興特別所得税の課税について>

2013年から2037年まで所得税に対して復興特別所得税が課せられます。

上記の表に記載のある、分配時、換金(解約)時および償還時の所得税および地方税は下記の通りとなります。

| | |
|--------------------------|-----------|
| 2013年1月1日から2013年12月31日まで | : 10.147% |
| 2014年1月1日から2037年12月31日まで | : 20.315% |
| 2038年1月1日以降 | : 20% |

上記は2012年6月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

